

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第68号 岩国市学校給食センター条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは審査の状況について御報告いたします。

議案第68号 岩国市学校給食センター条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から供用開始される西部学校給食センターにおいて、調理上の問題や各学校等への配送中の事故等が発生した場合、児童等のもとに給食が届かない状況となることも考えられるが、その際はどのような対応をとるのかとの質疑があり、当局から調理業務、配送業務はそれぞれ専門業者に委託することとしているが、そのような状況となった場合はマニュアルやこれまでの経験則等を踏まえ、市と委託事業者が連携して迅速に対応する。

また、何らかの不測の事態が生じた場合でも、例えばパンや牛乳など当該給食センターで調理されないものは別途配送されることから、学校等に何も届かないという状況にはならないと考えているとの答弁がありました。

続いて、委員中から調理業務を専門業者に委託することのだが、従前どおり地元食材が使用されるのかとの質疑があり、当局から献立の作成や食材の発注については市において実施することとしており、地元食材を優先的に活用するという観点からも、現在の食材納入業者から引き続き購入したいと考えているとの答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。